

その他の支援措置【拡充型事業・移転型事業】

日本政策金融公庫による低利融資

認定事業者(中小企業者*のみ)は、事業の実施に必要な設備資金や運転資金について、政府系金融機関(日本政策金融公庫)から低利融資を受けることができます。

項目		内容
対象事業者		整備計画の認定を受けた事業者
貸付限度額		7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
貸付利率	設備資金	・特別利率(2億7,000万円まで) ・基準利率(2億7,000万円を超える部分)
	運転資金	基準金利
貸付期間	設備資金	20年以内(うち据置期間2年以内)
	運転資金	7年以内(うち据置期間2年以内)

* 中小企業者とは、株式会社日本政策金融公庫法に定義される中小企業者をいいます。

留意事項

日本政策金融公庫の審査に基づき決定されるため、詳細については日本政策金融公庫にお問い合わせください。

地方税の免除又は不均一課税

認定事業者は、事業税(移転型事業のみ)、不動産取得税、固定資産税について、地方税の免除又は減税措置を受けることができる場合があります。

留意事項

地方税の免除又は不均一課税を受けることができるかどうかについては、移転・拡充先となる各都道府県又は各市町村にお問い合わせください。

中小企業基盤整備機構による債務保証

認定事業者が事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借り入れに対して、中小企業基盤整備機構が、債務保証を行います。

留意事項

中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定されるため、詳細については中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。